

平成 30 年 4 月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

平成 30 年度の公共工事の前払金の特例に係る取扱いについて

大阪市では、平成 28 年度より前払金の使途を拡大する特例措置を行ってきましたが、国の前払金の使途拡大の取扱いに準じて、平成 30 年度においても発注工事の前払金の特例措置を継続します。

【使途拡大内容】

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。（これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 となります。）

【本特例措置の対象となる工事】

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成 31 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

【特例措置の適用及び手続き】

- 1 平成 30 年 5 月 1 日以降に発注する工事より適用します。（当初契約から適用）
- 2 本特例措置の対象となる工事のうち、平成 28 年 4 月 1 日以降で既に請負契約を締結した工事についても、本特例措置を適用することが可能ですが、当該請負契約における前払金の使用等の特例に係る規定を追加することが必要であるため、特例措置の適用を希望する場合は、次の手続きを行ってください。（変更契約により適用）

（1）請求方法

別紙の書面により特例の適用を請求してください。

（2）請求先

対象工事の契約担当

（本通知に関する問合せ先）

大阪市契約管財局契約部契約制度課契約制度グループ（06-6484-7062、7063）

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ（06-6484-7424、7893）

※前払金の払出については、西日本建設業保証株式会社（06-6543-2711）へお問い合わせください。参考（[http://www.wjcs.net/info/files/sitokakudai\\_keizoku\\_30.pdf](http://www.wjcs.net/info/files/sitokakudai_keizoku_30.pdf)）

別紙

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

使用印

平成 30 年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用について

平成 年 月 日付け契約締結した次の工事について、平成 30 年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用を請求します。

## 記

- 1 契約番号
- 2 工事名称
- 3 請負代金額

※平成 30 年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱い

1 特例措置の対象となる工事

特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成 31 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとする。

2 特例措置における前払金の使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大する。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

(参考)

工事請負契約書

前払金の使用等の特例に関する特約条項

(前払金の使用等の特例)

第1条 受注者は、前払金を第38条に規定するもののほか、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。